

はちかん 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したとき（メールにより予約完了の通知をしたとき）に成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令若しくは第10条の利用規則の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客又は当館の周辺住居・住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第 7 条に規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 5 時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 7 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令若しくは第 10 条の利用規則の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客又は当館の周辺住居・住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第 7 条に規定する場合に該当するとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客が既に提供を受けた宿泊サービス等の料金についてはお支払いいただきます（当該料金をお支払済みの場合は、返金いたしません。）

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 2 時間までは追加料金 3 万円

(2) (1)以降その後、超過 30 分以上の延長は室料の 100%。ただし、チェックアウト同日に、他のお客様宿泊予定がある場合は延長をお受けできない場合がございます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館の敷地内及び建物内においては、当館が定めてウェブ上への掲載又は館内への掲示等により公表した利用規則を遵守いただく必要があります。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限 特になし。

ロ.フロントサービス 午後 3 時より午後 10 時まで・午前 6 時より午前 10 時まで

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食 午前 7 時より午前 9 時まで

ロ.昼食 提供なし ※別途提供の際は、事前要相談

ハ.夕食 午後 5 時より午後 10 時まで

ニ.その他の飲食等

(3) 附帯サービス施設時間: 特になし。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払わず、損害賠償責任を負いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金又は貴重品（以下、本条において総称して「貴重品等」という。）について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった貴重品等であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は重過失により滅失、毀損等の損害が生じたときに限り、当館は、その損害を賠償します。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、当館は、宿泊客が預けようとする貴重品等の種類や価額、その明告の有無等の諸事情を踏まえて、宿泊客の希望があっても、貴重品等のお預かりをお断りする場合があります。この場合、宿泊客は、当館の判断に異議を述べることはできないものとします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負わず、駐車場内での盗難又は事故について一切責任を負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客がこの約款又は第 10 条の利用規則に違反するなど宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害（逸失利益や間接損害も含みます。）を賠償していただきます。

第19条 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料
	追加料金	② 夕食料・朝食料 ③ 追加飲食料(①又は②に含まれるものを除く) ④ 追加サービス利用料
	税金	イ 消費税

備考1 基本宿泊料は予約時に掲示する料金表によります。

2 子供料金は大人料金に準じます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前	14日前
契約申込人数 9名まで	100%	100%	100%	80%	50%	30%	20%

(注)1. は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

利用規則

当館をご利用のお客様には、宿泊約款第 10 条により、下記の規則を遵守いただく必要があります。遵守いただけない場合は、宿泊約款第 7 条第 1 項に基づき、ご利用の継続をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

1. 当館内（当館の建物だけでなく、庭等の敷地を含みます。以下同じ。）では、次に掲げる行為は、禁止されています。お客様が禁止事項に違反された場合には、宿泊約款第 18 条に基づき、これにより当館が被った損害（逸失利益や間接損害も含みます。）を賠償していただきます。
 - ① 喫煙
 - ② 備付けの設備以外の火気のご利用（BBQ・薪ストーブ・たき火・花火等）
 - ③ 賭博等の法令に違反する行為、その他当館の風紀を乱すような行為
 - ④ 当館近隣の住人に嫌悪感を与え、又は迷惑を及ぼすような行為（例えば、消防用その他の設備に対するいたづら、泥酔、大きな音での音楽再生、大きな声での会話、カラオケ、事前に当館が了承したもの以外の楽器演奏等の行為。）
 - ⑤ 無断で申込みされた人数を超過する人数を宿泊させる行為
 - ⑥ お客様以外の第三者に当館の諸設備・備品を利用させる行為
 - ⑦ 無断での商用目的による撮影等
 - ⑧ 当館又はその諸設備・備品の破損や汚損
 - ⑨ 目的外の用途での使用
 - ⑩ 野生動物等に餌を与える行為
 - ⑪ 部屋の窓を開けたまま、部屋を施錠しないまま、又は現金・貴重品を置いたまま（部屋の施錠をした場合を含みます。）での外出。
 - ⑫ 電気、ガス又は水道の異常な量の使用
 - ⑬ ペットその他の動物、著しく悪臭を発するもの、著しく多量な物品、火薬や揮発油等の発火若しくは引火しやすいもの、又は法令で所持が禁止されている物の持込み
 - ⑭ その他、社会通念上、宿泊施設において行うことが許容されない行為
2. 当館のご利用に当たっては、次の事項をあらかじめご了承ください必要があります。
 - ① 当館は、自然の中に立地しているため、当館内に虫が侵入・発生することがあります。
 - ② 本規則の内容は、今後、変更される場合があります。変更する場合には、原則として、あらかじめ変更の内容をウェブ上で公開するなど、当館が適当と認める方法で告知しますが、軽微な変更等のお客様に不利益を与えない変更については、告知することなく行うことがあります。